

令和元年12月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	令和元年12月26日(木)午後1時28分～2時30分まで
出席委員	(農業委員 7人) 1番:鎌田勝敏 2番:工藤久美子 3番:坂本康充 5番:堀田計一 6番:西和浩 7番:後藤ミホ 8番:平野豊文 (農地利用最適化推進員 6人) 吉岡定男 藤井恒美 國岡伸二 久保田博文 田村和之 西哲郎
欠席委員	(農業委員 0人 推進員 0人) 農業委員: 0名 推進委員: 0名
出席職員	事務局長: 淵上達也 専門監: 三隅秀俊 主事: 眞崎哲子
会議録署名委員	5番: 堀田 計一 6番: 西 和浩
議事日程	令和元年12月26日(木)1日間
報告	(1) 12月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告(非農地1件、5条1件) (3) 農家相談日結果報告について(0件) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 合意解約書の提出について ② 農地改良届の提出について ③ 時効取得に関する通知について ④ 空き家に付属した農地指定申出について ⑤ 農地法第5条の規定による許可書の返戻申出について ⑥ その他
会議事件	議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 議案第39号 非農地証明願いの承認について 議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第41号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 議案第42号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 議案第43号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
(事務局) 事務局長	ただ今から12月期の木城町農業委員会定例総会を始めたいと思います。皆さん、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。最初に会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。
議長(会長) 鎌田 勝敏	皆さん、こんにちは。今年一年を振り返りますと、一番大きかったのは、年号が「平成」から「令和」に変わったことだと思います。今年、本町では、大きな被害はなかったように思いますが、それでも、国内では台風19号、20号の災害は、今でも復旧できない状況にあります。心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。県内の農作物にしても、市場が荒れていたという話は聞いております。明るい話といえばラグビーでしょうか。ラグビーが大変な盛り上が

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>りを見せまして、高鍋高校が全国大会に出るわけですが、目の前で試合を見ることはできませんけれども、心の中で応援したいと思っております。農業委員、推進委員の任期があと半年とちょっととなりました。先日から、次期の公募を集っています。1月31日が締め切りとなっています。大勢の方の希望があるといいと思っています。年が明けて、令和2年になりましたなら、また新たな日がさす訳です。希望を持って対処していければいいなと思っているところであります。本日の総会でありますけれども案件が6件となっています。今年最後の案件ということで慎重審議をお願いしたいと思っております。どうかよろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、ただ今から令和元年12月期の定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の本会議の出席は、農業委員7名全員出席ですので総会は成立しています。農地利用最適化推進委員の出席は6名全員出席ですので合計13名の出席となります。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、5番堀田計一委員と6番西和浩委員にお願いします。</p> <p>次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の三隅専門監と眞崎主事を指名いたします。</p> <p>それでは、本会議に入ります。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>議案の審議に入る前にお断りをさせていただきます。議案第39号と議案40号につきましては、所有者が同じで議事参与に係る委員がおられますので一括して審議させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、順をおって議案を進めさせていただきます。</p> <p>議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>（事務局） 事務局長</p>	<p>それでは、総会資料の17、18ページをお願いします。</p> <p>議案第38号農地法第3条の規定による許可申請の承認について農地法第3条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号18番 貸付人・借受人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字星出〇〇番 他8筆 地目 田 7筆 12,776㎡ 畑 2筆 1,706㎡ 合計 9筆 14,482㎡ 移動区分 使用賃借 賃借については無償 経営状況 家族 2人 労働力 1人 経営面積 29,210㎡ 移動の理由 契約更新 担当は、8番平野委員です。資料につきましては19ページに添付してあります。</p>

<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>受付番号 19 番 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字西ヶ原〇〇番 地目 畑 他4筆 全部で畑5筆 地積 5,411㎡ 移動区分 贈与 価格 0円 経営状況 家族 3人 労働力 2人 経営面積 15,947㎡ 移動の理由 規模拡大 担当は、7番後藤委員です。資料につきましては 20 から 21 ページに添付してあります。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>次に、説明をお願いしたいと思いますが、受付番号 18 番につきましては、契約更新でありますので説明は省略させていただきます。 それでは、受付番号 19 番につきまして、担当の 7 番後藤委員から説明をお願いします。</p>
<p>(7番) 後藤 ミホ</p>	<p>譲受人は譲渡人のおばさんにあたります。贈与ということです。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>議案第 38 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について、農地法第 3 条の規定による許可申請であります。受付番号 18 番、19 番について、質疑のある方は挙手のうえ受付番号を言われてから質疑をお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので質疑を打ち切りたいと思います。それではお諮りします。議案第 38 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について農地法第 3 条の規定による許可申請について受付番号 18 番、19 番につきまして承認に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということですので議案第 38 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について受付番号 18 番、19 番につきましては原案どおり承認可決とします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第 39 号と議案第 40 号に入る前に議事参与に関する委員がおられますので退席をお願いします。</p> <p>(議事参与関係委員 退席)</p> <p>それでは、議案第 39 号と議案第 40 号については所有者が同じで農地の場所が隣接していますので同時に審議をさせていただきたいと思います。それでは、事務局長の朗読と説明をお願い致します。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>議案第 39 号並びに議案第 40 号につきましては所有者が同一人物ということでありますので併せて説明をさせていただきます。 資料の 22 ページをお願いします。議案第 39 号非農地証明願いの承認について、非農地証明願いの承認について下記のとおり提出する。</p>

<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>受付番号4番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 木城町大字川原字溜水〇〇番 地目 田1筆 地積 406㎡ 現況地目 山林 事由 耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地のうち次のいずれかの要件を満たしている。</p> <p>（ア）その土地が、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。（イ）（ア）以外の場合にあって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合。担当委員は、3番坂本委員です。資料につきましては23ページから25ページに添付してあります。</p> <p>議案第40号農地法第5条の規定による許可申請の承認について農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号5番 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字川原字溜水〇〇番 地目 田1筆 地積 1,640㎡ 移動区分 売買転用目的 太陽光発電施設設置 施設概要 太陽光パネル340枚、パワーコンディショナー9台、保全フェンス230m 担当は、3番坂本委員です。資料につきましては27ページから36ページに添付してあります。</p>
<p>(事務局) 眞崎 主査</p>	<p>プロジェクターにて議案第39号受付番号4番及び議案第40号受付番号5番について現況を写真にて説明。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>ただ今、写真説明が終わりましたので、担当の3番坂本委員から、議案第39号受付番号4番並びに議案第40号受付番号5番につきまして説明をお願いします。</p>
<p>(3番) 坂本 康充</p>	<p>まず、議案第39号受付番号4番の非農地証明願いの承認について説明いたします。総会資料の24ページをご覧ください。ここは数十年前から、写真のような状況であり、盛土されているうね山林化している状況です。元の地目である田に復元するのは困難だと思われます。</p> <p>続きまして、議案第40号農地法第5条の転用の許可申請について受付番号5番について説明します。28ページをご覧ください。この案件は、代理人の行政書士の方の立合いで現地確認しております。町道沿いで周辺は宅地や山林に囲まれており、鳥獣害等により、20年以上耕作されていないとのこと。クヌギが植えられていましたが、現況としては写真のとおり状況です。太陽光発電施設設置の話があったため、改めて目的を変更しての5条の転用申請に至ったとのこと。以上で説明を終わります。審議のほどよろしく申し上げます。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>説明が終わりましたので質疑に入ります。議案第39号非農地証明願いについて受付番号4番について質疑のある方は挙手のうえ質疑をお願いします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。それでは、お諮りしたいと思います。議案第39号非農地証明願いについてであります。受付番号4番について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事ですので、議案第39号非農地証明願いの承認について受付番号4番につきましては承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>次に、議案第40号農地法第5条の規定による許可申請の承認について受付番号5番について質疑のある方は挙手のうえ質疑をお願いします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。それでは、お諮りしたいと思います。議案第40号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号5番について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事ですので、議案第40号農地法第5条の規定による許可申請の承認について受付番号5番につきましては承認可決とします。</p> <p>（議事参与関係委員 入室着席）</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第41号農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>37ページをお願いします。議案第41号農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>整理番号 1 番受付番号 19 番 移動区分 売買 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字外堀〇〇番 地目 田 全部で 田 2 筆 地積 2,014 m² 利用目的 飼料作物 売買価格 全部で 805,600 円 支払方法 口座払い 移転時期・支払時期・引渡時期 2020 年 1 月 31 日 担当は 5 番堀田委員です。資料は、38 ページに添付してあります。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>受付番号19番につきまして、担当の5番堀田委員から説明願います。</p>
<p>（5番） 堀田 計一</p>	<p>Nさんが農地を売りたいということで、そこを耕作されていたTさんが、もう耕作されないということでした。Mさんが買って下さるということで話がまとまりました。久保田推進委員と共に何度も伺っています。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、質疑に入ります。議案第41号農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。受付番号19番について質疑のある方は挙手のうえ質疑をお願いします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑が無いようですので、質疑を打ち切ります。それではお諮りしたいと思います。議案第41号農用地利用集積計画（所有権移転）について受付番号19番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ということですので、議案第41号農用地利用集積計画（所有権移転）の承認について受付番号19番は原案どおり承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして議案第42号農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>39ページをお願いします。議案第42号農用地利用集積計画（利用権設定）について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>整理番号1番受付番号34番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字新古場〇〇番 地目 畑 全部で畑2筆の地積 14,173㎡ 利用目的 露地野菜 始期終期 2020年1月1日から2029年12月31日（10年間） 借賃 全部で300,000円 経営面積 6.2ha 家族数 5人 稼働労働力 2人 3番の坂本委員が担当で、新規扱いとなります。資料は40ページに添付してあります。</p> <p>整理番号2番受付番号35番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字洗ノ本〇〇番 地目 田 全部で1筆の地積 836㎡ 利用目的 稲作 始期終期 2020年1月1日から2024年12月31日（5年間） 借賃 全部で10,000円 経営面積 3.9ha 家族数 6人 稼働労働力 1人 1番の鎌田会長が担当で、新規扱いとなります。資料は41ページに添付してあります。以上です。</p>

議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、受付番号34番につきまして、新規でありますので3番坂本委員の説明をお願いします。
3番 坂本 康充	受付番号34番の説明をいたします。この案件はもともとEさんが所有者の土地を借りられていて、今回、改めて10年の利用権設定を結びたいとのことです。露地野菜と書いてありますが、主に加工用大根、加工用馬鈴薯等を作付けしたいとのことです。以上です。審議をお願いします。
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、受付番号35番につきまして、私から説明致します。Tさんが、もう農業を辞められるということで、全ての農地を手放したいとのことであります。借りて貰えるか、出来れば買って貰える方がいいということで、隣接地耕作者のFさんにお話ししました所、快く借り受けされるということになりました。おそらく先では買って貰えるのではと思っていますが、まだそこまでは至っていません。一応、打診はしてあります。以上です。
議長（会長） 鎌田 勝敏	<p>それでは質疑に入ります。議案第42号農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。受付番号34番、35番につきまして質疑のある方は、挙手のうえ受付番号を言われてから質疑をお願いします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。それでは、お諮りしたいと思います。議案第42号農用地利用集積計画（利用権設定）について受付番号34番、35番について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事ですので議案第42号農用地利用集積計画（利用権設定）について受付番号34番、35番につきましては原案どうり承認可決とします。</p>
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、次にまいります。議案第43号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてであります。決議文について事務局長の朗読をお願いします。
事務局 （事務局長）	<p>議案第43号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。</p> <p>特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記の事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p>1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第3</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>3条の議事録の公表を適正に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。</p> <p>2農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。</p> <p>以上、決議する。令和元年12月26日 木城町農業委員会</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>このことについて質疑・意見はありませんか。</p> <p>(意見・意見なし)</p> <p>質疑・意見がないようですので決議に同意される方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員同意との事ですので議案第43号農業委員会の法令遵守の申し合わせを原案どおり決議します。</p> <p>以上で本会議を終了致します。</p>
<p>協議会</p>	<p>1 1月の行事予定について</p> <p>2 その他</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>以上をもちまして、令和元年12月期の定例総会を閉会します。</p>
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p>議長</p> <p>署名委員</p> <p>署名委員</p>